



平成 25 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 川田テクノロジー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 川田 忠裕
(コード番号 3443 東証第 1 部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 宮田 謙作
(TEL 03-3915-7632)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度に係る決算短信等（訂正版）の公表について」においてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局に提出し、過年度決算短信等（訂正版）についても公表いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第 1 期 内部統制報告書（自 平成 21 年 2 月 27 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）
- 第 2 期 内部統制報告書（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日）
- 第 3 期 内部統制報告書（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）
- 第 4 期 内部統制報告書（自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日）
- 第 5 期 内部統制報告書（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

- (1) 第 1 期 内部統制報告書（自 平成 21 年 2 月 27 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、不適切な会計処理により過年度の決算を修正する必要が生じました。これについて社内調査委員会を設置し、事実の概要および発生原因の分析を行い、平成 25 年 11 月 14 日に当委員会から調査報告書の提出を受けました。

この結果、恣意性はなく誤謬であるとの報告を受け、当社は、当該不適切な会計処理の過年度決算への影響額、再発防止策等について検討を行い、過年度の決算を修正するとともに、平成 21 年 3 月期から平成 25 年 3 月期までの有価証券報告書、および平成 23 年 3 月期の第 2 四半期から平成 26 年 3 月期の第 1 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの訂正は、経理担当者の会計基準等に対する理解が不十分であったこと、具体的には内部統制文書に持分法適用範囲の記述が欠落していたこと等により、持分法適用範囲の判定を誤り、対象会社が過小になっていたこと、加えて税効果会計の適用誤りによるものです。このことは、決算・財務報告プロセスが有効に機能しなかったことによるものと認識しており、この不備は、開示すべき重要な不備と判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の発覚が当事業年度の末日以降であったため、当事業年度の末日では是正が完了してはおりません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を認識しており、グループ全体の内部統制機能の向上を図ってまいります。また、当委員会による要請を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 決算・財務報告プロセスの改定

規程の内、連結財務諸表作成要領の持分法の範囲、および内部統制文書（連結決算準備）における持分法適用範囲を明確にします。

(2) 持分法適用会社に関する情報収集の強化

持分法適用会社並びにその子会社各社の財務関連資料の取り受けを徹底し、会計事象の確認を行います。また、それら各社を取り巻く事業環境の確認を行うとともに、経理担当者とのコミュニケーションを密にします。

(3) 税効果会計プロセスの改定

内部統制文書（連結財務諸表作成、法人税等の計算・税効果の計算）のプロセスを再構築し、適用内容について、明確にします。

(4) 会計監査人とのコミュニケーションの強化

特殊な会計事象や不明確な会計処理項目に関する意見交換を行うとともに、会計処理ルールの新設や改訂に関する情報交換を徹底します。また、会社において発生した様々な事象についての連絡を密にし、監査上の指摘事項に関する具体的内容の確認を徹底します。

また上記再発防止策に加え、経理担当者の会計基準等に関する専門知識のレベルアップとともに、決算・財務報告プロセスと会計基準の整合性を再検証いたします。

(2) 第2期 内部統制報告書（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、不適切な会計処理により過年度の決算を修正する必要が生じました。これについて社内調査委員会を設置し、事実の概要および発生原因の分析を行い、平成25年11月14日に当委員会から調査報告書の提出を受けました。

この結果、恣意性はなく誤謬であるとの報告を受け、当社は、当該不適切な会計処理の過年度決算への影響額、再発防止策等について検討を行い、過年度の決算を修正するとともに、平成21年3月期から平成25年3月期までの有価証券報告書、および平成23年3月期の第2四半期から平成26年3月期の第1四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの訂正は、経理担当者の会計基準等に対する理解が不十分であったこと、具体的には内部統制文書に持分法適用範囲の記述が欠落していたこと等により、持分法適用範囲の判定を誤り、対象会社が過小になっていたこと、加えて税効果会計の適用誤りによるものです。このことは、決算・財務報告プロセスが有効に機能しなかったことによるものと認識しており、この不備は、開示すべき重要な不備と判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の発覚が当事業年度

の末日以降であったため、当事業年度の末日では是正が完了してはおりません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を認識しており、グループ全体の内部統制機能の向上を図ってまいります。また、当委員会による要請を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 決算・財務報告プロセスの改定

規程の内、連結財務諸表作成要領の持分法の範囲、および内部統制文書（連結決算準備）における持分法適用範囲を明確にします。

(2) 持分法適用会社に関する情報収集の強化

持分法適用会社並びにその子会社各社の財務関連資料の取り受けを徹底し、会計事象の確認を行います。また、それら各社を取り巻く事業環境の確認を行うとともに、経理担当者とのコミュニケーションを密にします。

(3) 税効果会計プロセスの改定

内部統制文書（連結財務諸表作成、法人税等の計算・税効果の計算）のプロセスを再構築し、適用内容について、明確にします。

(4) 会計監査人とのコミュニケーションの強化

特殊な会計事象や不明確な会計処理項目に関する意見交換を行うとともに、会計処理ルールの新設や改訂に関する情報交換を徹底します。また、会社において発生した様々な事象についての連絡を密にし、監査上の指摘事項に関する具体的内容の確認を徹底します。

また上記再発防止策に加え、経理担当者の会計基準等に関する専門知識のレベルアップとともに、決算・財務報告プロセスと会計基準の整合性を再検証いたします。

(3) 第3期 内部統制報告書（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、不適切な会計処理により過年度の決算を修正する必要が生じました。これについて社内調査委員会を設置し、事実の概要および発生原因の分析を行い、平成 25 年 11 月 14 日に当委員会から調査報告書の提出を受けました。

この結果、恣意性はなく誤謬であるとの報告を受け、当社は、当該不適切な会計処理の過年度決算への影響額、再発防止策等について検討を行い、過年度の決算を修正するとともに、平成 21 年 3 月期から平成 25 年 3 月期までの有価証券報告書、および平成 23 年 3 月期の第 2 四半期から平成 26 年 3 月期の第 1 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの訂正は、経理担当者の会計基準等に対する理解が不十分であったこと、具体的には内部統制文書に持分法適用範囲の記述が欠落していたこと等により、持分法適用範囲の判定を誤り、対象会社が過小になっていたこと、加えて税効果会計の適用誤りによるものです。このことは、決算・財務報告プロセスが有効に機能しなかったことによるものと認識しており、この不備は、開示すべき重要な不備と判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の発覚が当事業年度の末日以降であったため、当事業年度の末日では是正が完了してはおりません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を認識しており、グループ全体の内部統制機能の向上を図ってまいります。また、当委員会による要請を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 決算・財務報告プロセスの改定

規程の内、連結財務諸表作成要領の持分法の範囲および内部統制文書（連結決算準備）における持分法適用範囲を明確にします。

(2) 持分法適用会社に関する情報収集の強化

持分法適用会社並びにその子会社各社の財務関連資料の取り受けを徹底し、会計事象の確認を行います。また、それら各社を取り巻く事業環境の確認を行うとともに、経理担当者とのコミュニケーションを密にします。

(3) 税効果会計プロセスの改定

内部統制文書（連結財務諸表作成、法人税等の計算・税効果の計算）のプロセスを再構築し、適用内容について、明確にします。

(4) 会計監査人とのコミュニケーションの強化

特殊な会計事象や不明確な会計処理項目に関する意見交換を行うとともに、会計処理ルールの新設や改訂に関する情報交換を徹底します。また、会社において発生した様々な事象についての連絡を密にし、監査上の指摘事項に関する具体的内容の確認を徹底します。

また上記再発防止策に加え、経理担当者の会計基準等に関する専門知識のレベ

ルアップとともに、決算・財務報告プロセスと会計基準の整合性を再検証いたします

(4) 第4期 内部統制報告書 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、不適切な会計処理により過年度の決算を修正する必要が生じました。これについて社内調査委員会を設置し、事実の概要および発生原因の分析を行い、平成25年11月14日に当委員会から調査報告書の提出を受けました。

この結果、恣意性はなく誤謬であるとの報告を受け、当社は、当該不適切な会計処理の過年度決算への影響額、再発防止策等について検討を行い、過年度の決算を修正するとともに、平成21年3月期から平成25年3月期までの有価証券報告書、および平成23年3月期の第2四半期から平成26年3月期の第1四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの訂正は、経理担当者の会計基準等に対する理解が不十分であったこと、具体的には内部統制文書に持分法適用範囲の記述が欠落していたこと等により、持分法適用範囲の判定を誤り、対象会社が過小になっていたこと、加えて税効果会計の適用誤りによるものです。このことは、決算・財務報告プロセスが有効に機能しなかったことによるものと認識しており、この不備は、開示すべき重要な不備と判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の発覚が当事業年度の末日以降であったため、当事業年度の末日では是正が完了してはおりません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を認識しており、グループ全体の内部統制機能の向上を図ってまいります。また、当委員会による要請を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 決算・財務報告プロセスの改定

規程の内、連結財務諸表作成要領の持分法の範囲、および内部統制文書（連結決算準備）における持分法適用範囲を明確にします。

(2) 持分法適用会社に関する情報収集の強化

持分法適用会社並びにその子会社各社の財務関連資料の取り受けを徹底し、会計事象の確認を行います。また、それら各社を取り巻く事業環境の確認を行うとともに、経理担当者とのコミュニケーションを密にします。

(3) 税効果会計プロセスの改定

内部統制文書（連結財務諸表作成、法人税等の計算・税効果の計算）のプロセスを再構築し、適用内容について、明確にします。

(4) 会計監査人とのコミュニケーションの強化

特殊な会計事象や不明確な会計処理項目に関する意見交換を行うとともに、会計処理ルールの新設や改訂に関する情報交換を徹底します。また、会社において発生した様々な事象についての連絡を密にし、監査上の指摘事項に関する具体的内容の確認を徹底します。

また上記再発防止策に加え、経理担当者の会計基準等に関する専門知識のレベルアップとともに、決算・財務報告プロセスと会計基準の整合性を再検証いたします。

(5) 第5期 内部統制報告書（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、不適切な会計処理により過年度の決算を修正する必要が生じました。これについて社内調査委員会を設置し、事実の概要および発生原因の分析を行い、平成 25 年 11 月 14 日に当委員会から調査報告書の提出を受けました。

この結果、恣意性はなく誤謬であるとの報告を受け、当社は、当該不適切な会計処理の過年度決算への影響額、再発防止策等について検討を行い、過年度の決算を修正するとともに、平成 21 年 3 月期から平成 25 年 3 月期までの有価証券報

告書、および平成 23 年 3 月期の第 2 四半期から平成 26 年 3 月期の第 1 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの訂正は、経理担当者の会計基準等に対する理解が不十分であったこと、具体的には内部統制文書に持分法適用範囲の記述が欠落していたこと等により、持分法適用範囲の判定を誤り、対象会社が過小になっていたこと、加えて税効果会計の適用誤りによるものです。このことは、決算・財務報告プロセスが有効に機能しなかったことによるものと認識しており、この不備は、開示すべき重要な不備と判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の発覚が当事業年度の末日以降であったため、当事業年度の末日では是正が完了してはおりません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を認識しており、グループ全体の内部統制機能の向上を図ってまいります。また、当委員会による要請を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 決算・財務報告プロセスの改定

規程の内、連結財務諸表作成要領の持分法の範囲、および内部統制文書（連結決算準備）における持分法適用範囲を明確にします。

(2) 持分法適用会社に関する情報収集の強化

持分法適用会社並びにその子会社各社の財務関連資料の取り受けを徹底し、会計事象の確認を行います。また、それら各社を取り巻く事業環境の確認を行うとともに、経理担当者とのコミュニケーションを密にします。

(3) 税効果会計プロセスの改定

内部統制文書（連結財務諸表作成、法人税等の計算・税効果の計算）のプロセスを再構築し、適用内容について、明確にします。

(4) 会計監査人とのコミュニケーションの強化

特殊な会計事象や不明確な会計処理項目に関する意見交換を行うとともに、会計処理ルールの新設や改訂に関する情報交換を徹底します。また、会社において発生した様々な事象についての連絡を密にし、監査上の指摘事項に関する具体的内容の確認を徹底します。

また上記再発防止策に加え、経理担当者の会計基準等に関する専門知識のレベルアップとともに、決算・財務報告プロセスと会計基準の整合性を再検証いたします。

以上